

笠岡市移住希望者用お試し住宅の設置及び管理に関する規則

平成26年5月30日

笠岡市規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、移住を希望している者に、市での生活体験ができる移住希望者用お試し住宅（以下「お試し住宅」という。）を貸与することにより移住を促進し、地域の活性化に資するため、お試し住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則においてお試し住宅とは、移住希望者が市での生活体験のため宿泊する市が保有する住宅及びその附帯施設をいう。

(名称及び位置)

第3条 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
移住希望者用お試し住宅	笠岡市美の浜2番地の1

(利用者の資格)

第4条 お試し住宅を利用できる者は、次の各号のいずれの条件にも該当しなければならない。

- (1) 市内への移住を希望している者
- (2) 利用料の支払能力がある者
- (3) 移住希望者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）
- (4) 前号に規定する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (5) お試し住宅及びその敷地内の維持管理を適切に実施できる者

(利用期間)

第5条 お試し住宅の利用期間は、利用開始日から起算して13泊14日以内とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市長が認める特別な事情があるときは、入居期間を延長又は短縮することができる。ただし、延長は、1回のみとし、利用開始日から起算して最長27泊28日以内とする。

3 お試し住宅の利用可能期間は、1月4日から12月28日までとする。ただし、市長

が特に必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(利用の申込み及び許可)

第6条 第4条に規定する利用者の資格を有する者で、お試し住宅を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、移住希望者用お試し住宅利用(利用期間延長)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、これを適当と認めたときは、移住希望者用お試し住宅利用(利用期間延長)許可決定書(様式第2号。以下「許可決定書」という。)を申込者に交付するものとする。

3 利用期間の延長をしようとする者は、市長の指定する日までに申請書を提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による利用期間延長の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、これを適当と認めたときは、許可決定書を申込者に交付するものとする。

5 市長は、お試し住宅の管理上必要があるときは、第2項及び前項の許可をするに当たり条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 移住希望以外の目的で、お試し住宅を利用しようとするとき。

(2) その他市長がお試し住宅の管理上不適当と認めたとき。

2 市長は、前項各号に該当するときは、移住希望者用お試し住宅利用不許可決定書(様式第3号)を申込者に交付するものとする。

(利用料)

第8条 お試し住宅の利用料は、1泊につき2,000円(光熱水費を含む。)とする。

2 第6条第2項及び第4項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、前項に定める利用料を前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を本人の請求により還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない事由によって、市長が利用の取消しをしたとき。

(2) 天変地異その他利用者の責めに帰することができない事由があると認められるとき。

(利用者の費用負担)

第9条 お試し住宅の利用にかかる費用は、光熱水費を除き利用者の負担とする。

(利用者の善管義務等)

第10条 利用者は、お試し住宅の利用について、常に細心の注意を払い、これらを正常な状態において、維持しなければならない。

2 利用者は、お試し住宅に、愛玩動物を持ち込んで서는ならない。

3 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、お試し住宅を滅失し、損傷し、汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

4 利用者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

5 利用者は、お試し住宅を他の者に貸し付け、又はその利用の権利を他の者に譲渡してはならない。

6 利用者は、お試し住宅を住宅以外の用途に利用してはならない。

7 利用者は、お試し住宅の改装をし、又は増改築をしてはならない。

(住宅の検査)

第11条 利用者は、お試し住宅を退去しようとするときは、退去前に市長が指定した職員の検査を受けなければならない。

(住宅の退去請求)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対してお試し住宅の退去を請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) お試し住宅を故意に破損したとき。

(3) 第5条に規定する利用の期間を超えたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がお試し住宅の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定によりお試し住宅の退去の請求を受けた利用者は、速やかにお試し住宅を退去しなければならない。

(立入検査)

第13条 市長は、お試し住宅の管理上必要があると認めるときは、市職員にお試し住宅の検査をさせ、又は利用者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に利用しているお試し住宅に立ち入るときは、あらかじめ、市長は、お試し住宅の利用者に立入りの承諾を求め、当該利用者は、立入りの承諾をしなければならない。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年8月7日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。